

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行								
<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>12,300</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>12,100</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td>原則として、<u>13,700</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>13,700</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td>原則として、<u>13,500</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>13,500</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>13,700</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>13,500</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								